

高労発基 1228 第 6 号  
令和 2 年 12 月 28 日

## 関係各位

高知労働局長  
(公印省略)

### 定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼並びに 定期健康診断等における血糖検査の取扱いの周知依頼について

厚生労働行政の推進について、日頃より格段のご協力を賜り、御礼申し上げます。

医療保険制度では、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、保険者が法定義務の保健事業として、特定健康診査及び特定保健指導を行っております。高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）では、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）その他の法令に基づく健康診断を受診した者については、その結果を保険者が受領することにより、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとすることとされ、また保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを保険者に提供しなければならないとされています。

また、事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながり、また、労働者が健康になることによって企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるため、労働者及び事業者の双方にとって、取組を進めていくことが望ましいものです。このため、安衛法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号）に健康保持増進対策の推進体制を確立するための事業場外資源として「医療保険者」を位置づける等、労働者の健康保持増進の措置として、保険者との連携を推進しています。

さらに、令和 3 年 3 月からは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みを稼働させることとしており、事業者から保険者に提供された定期健康診断等の結果は、保険者を通じてオンライン資格確認等システムに格納されることで、特定健康診査情報としてマイナポータルを用いた本人閲覧の用に供することができるようになります。

これらを着実に進めていくためには、事業者から保険者に定期健康診断等の結果を迅速かつ確実に情報提供することが必須であり、事業者と保険者が一体となって取組を進めていく必要があります。このため、実施年度中に 40~74 歳となる労働者（実

施年度中に 75 歳になる 75 歳未満の労働者も含む。) の定期健康診断等の結果を保険者に提供する上で、事業者が取り組むべき事項について、別紙のとおり整理しましたので、その趣旨を御理解の上、保険者と緊密に連携して労働者の健康管理等に取り組みいただくとともに、各団体におかれましては傘下会員等関係者に周知いただくようお願い申し上げます。

なお、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づく定期健康診断等について、「経済財政運営と改革の基本方針 2019~「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦~」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用する PHR との関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を 2022 年度を目処に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策も含め、2020 年夏までに工程化する。」等とされたことを踏まえ、健康・医療・介護情報利活用検討会健診等情報利活用ワーキンググループの事業主健診作業班において、事業主健診における PHR の推進のため、その在り方や実施方法等について検討を行ったところですが、本作業班における検討を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の 2 の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血糖検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとなりましたので、的確に実施するとともに、各団体におかれましては前述の事項と併せて傘下会員等関係者へ周知いただくようお願い申し上げます。

## 記

血糖検査は、空腹時血糖又は隨時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) を測定せずに随时血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

なお、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号)の記の 3 の血糖検査の取扱いを廃止する。